

社会医療法人 長門莫記念会  
長門デイサービスセンター 重要事項説明

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(大分県指定第4470501745号)

当事業所は、ご利用者様に対して通所介護サービス並びに介護予防通所介護サービス（以下「指定通所介護サービス」と言います。）の提供を行います。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたい事項等について次の通りご説明いたします。

1. 事業運営主体（法人名）

- ・法人名 社会医療法人 長門莫記念会
- ・法人所在地 大分県佐伯市鶴岡町1丁目11番59号
- ・電話・FAX 電話：0972-24-3000 FAX：0972-23-6640
- ・代表者氏名 理事長 長門 仁
- ・設立年月日 昭和45年1月1日

2. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称 及び種類	長門デイサービスセンター (通常規模型通所介護、介護予防通所介護)
事業所の所在地	〒876-0835 大分県佐伯市鶴岡町1丁目6番3号
管理者の氏名	管理者 仲野 剛
電話・FAX	電話：0972-22-5120 FAX：0972-23-2809
事業所指定番号	第4470501745号
通常の実施地域	佐伯市
事業所の目的	指定通所介護サービスは、介護保険法に従い、ご利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供を行います。
事業所の基本方針	ご利用者様が居宅において、日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話や機能訓練を行うことで、ご利用者様の孤立感の解消・心身機能の維持並びに、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日を除く）の6日間 但し、12月31日～1月3日を年末年始休業日とします。
営業時間	8時00分から17時00分

(3) 職員の配置状況

事業所はご利用者様への指定通所介護サービスの提供に際して、次の職員を配置します。（1営業日の職員配置）

管理者	1名/週5日配置	介護職員	7名
生活相談員	1名	機能訓練指導員	2名
看護職員	1名		

(4) 設備の概要

定員	35名	(その他の設備)
食堂・機能訓練室	384.61㎡	スタッフルーム・面談室・台所 ボランティアルーム・洗濯室 汚染処理室・エレベーター 送迎車両
浴室・脱衣室	125.64㎡	
静養室	21.60㎡	

3 事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービス内容

食事	(食事時間) 12:00～13:00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 *食事サービスの利用は任意です。 *口腔衛生（歯磨き等）の支援も行います。
入浴	入浴は居宅サービス計画により利用できます。 利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴に自立についても適切な援助を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	居宅サービス計画によりご利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための機能訓練を実施します。
健康管理	看護師により、健康チェックを行います。
その他	通所にかかる送迎を行います。

(2) サービス利用料金（介護保険：1日当たり、介護予防：1月当たり）

お支払いいただく各サービス利用料（法定代理受領分：1～3割負担）は、別紙のとおりです。ただし、制度改正等により変更を生じることが在ります。

※ご利用様がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額（10割）を一旦お支払い頂きます。この場合には要介護認定を受けた後、自己負担金を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様となります。この場合には、サービス提供証明書を発行いたします。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用の負担額を変更いたします。

(3) その他の費用

次の費用は、ご利用者様の負担となります。

送迎代	原則無料 (ただし、指定距離外の送迎及び船賃等実費を要する場合を除く)
食材料費	一回当たり 昼食：550円 おやつのみ：60円
おむつ代	自己負担
その他	行事、レクリエーション等で利用料や材料費等をいただく場合は、その都度ご利用者の同意を得て定めます。(原則無料)

ご利用のキャンセルは、ご利用日の午前8時00分までに必ずご連絡下さい。

(4) ご利用料金のお支払方法

ご利用いただきました利用料金は1か月ごとに計算し、毎月10日に前月分の請求書を発行致しますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行致します。なお、お支払い方法は、現金支払い・銀行振込み・口座振替の3方法の中からお選び下さい。

○現金支払い

施設窓口で現金でお支払い下さい。また、送迎時に職員に渡していただいても結構です。

○銀行振込み

指定銀行口座への振込み支払ができます。なお、この場合の手数料は利用者様負担となります。

振込先：社会医療法人 長門莫記念会 長門デイサービスセンター

振込口座：大分銀行 佐伯支店 普通 7640633

ご利用の場合には、職員にご相談下さい。

○口座振替

預金口座振替依頼書へのご記入、押印が必要となります。

なお、手数料（154円）は利用者様負担となります。

#### 4 解約権

ご利用様は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約を解約していただくことになります。

- |  |
|--|
| ① 事業者が解散した場合、破産した場合また止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合    |
| ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用様に対するサービスの提供が不可能となった場合   |
| ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合          |
| ④ 契約が終了した場合                                  |
| ⑤ ご利用者から解約の申し出があった場合                         |
| ⑥ 事業者から解約の申し出を行った場合                          |
| ⑦ その他、ご利用様の身体状況等の変化により事業所でのサービス提供ができなくなった場合等 |

#### 5 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用様の身体に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせによる、医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講じます。

医師 (協力病院)	氏名	長門記念病院 院長 後藤陽一郎
	連絡先	0972-24-3000
ご家族 (緊急連絡先)	氏名	(続柄)
	連絡先	
担当医師 (緊急連絡先)	医療機関名	
	連絡先	

#### 6 非常災害対策

非常時の対応	従業者により、ご利用様の避難等の措置を講じます。
防災計画	施設の防災計画に準じて計画書の作成を行います。
防災設備	定期的に防災設備の点検を実施します。 スプリンクラー、消火器、消火栓等を完備しています。
防災訓練	防災（避難）訓練の実施を行います。
ご利用者様の協力（お願い）	事業所では設備点検や防災訓練等を実施しますので、可能な限りのご協力をお願いします。また、火気の取り扱い等につきましては、職員の指示を厳守して下さい。

## 7 サービス内容に関する苦情、相談

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・当事業所における 受付窓口（担当者）仲 野 剛
- ・窓口受付 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時00分～17時00分
- ・公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

佐伯市役所 介護保険担当課	佐伯市中村南町1番1号 電話 0972-22-3111
大分県国民健康保険 団体連合会	大分市大手町2丁目3番12号 電話 087-534-8470
大分県社会福祉協議会	大分市大津町2丁目1番41号 電話 097-558-0300

## 8 衛生管理及び感染症対策

- ・当事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、蔓延しないように以下にかかげる措置を講じます。（感染症発生時における業務継続計画策定）
- ・事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・事業者における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- ・事業者は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修・訓練を定期的に実施致します。

## 9 虐待防止・身体拘束廃止について

- ・虐待の発生及び又はその再発を防止・身体拘束廃止するため以下の措置を講じます。
- ・虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する虐待防止対策委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・虐待防止・身体拘束廃止のための指針を整備致します。
- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための研修会を定期的に実施致します。

## 10 施設利用に当たっての留意事項

- ・当事業所では、利用者の心身の状態を把握したうえで、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練・看護・介護等に関するサービスを提供しています。これらのサービスは、利用者およびご家族に当事業所の機能役割を説明し、理解を得たうえで提供されますが、自立支援施設であるがゆえのリスク（危険）を伴う可能性も想定されます。生活上で想定されるリスクには、転倒・転落・誤嚥・誤飲等が挙げられます。また、服薬・糖分・食事量等が自己管理できるようになられる事を意図して自主性を尊重し、見守る支援を行っております。
- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・飲酒・喫煙：飲酒・喫煙は禁止させていただきます。
- ・火気の取扱い：火気の取り扱いをご遠慮いただきます。
- ・設備・備品の利用：管理者の許可に基づきます。まずはご相談ください。
- ・所持品・備品等の持ち込み：管理者の許可に基づきます。まずはご相談ください。
- ・金銭・貴重品の管理：原則として利用者管理となります。

## 11 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供の開始に当たり、ご利用者に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 佐伯市大字鶴岡町1丁目11番59号  
社会医療法人 長門莫記念会

説明者 仲野 剛 ㊟

本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

ご利用者様 住 所

氏 名 ㊟

利用者代理人 住 所

氏 名 ㊟